

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法を採用しています。

但し、平成 10 年 4 月 1 日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）及び平成 28 年 4 月 1 日以降取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次の通りであります

- ①建物 29 年～47 年
- ②建物附属設備 3 年～18 年
- ③構築物 3 年～40 年
- ④車両運搬具 12 年
- ⑤器具備品 3 年～15 年
- ⑥機械装置 5 年～6 年

(2) 無形固定資産 定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は次の通りであります

- ①ソフトウェア 5 年
- ②のれん 20 年

4 引当金の計上基準

(1) 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による法定繰入率により、貸倒れ懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備える為、当会計年度末における退職給付債務を簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算し、計上しています。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法
税込方式によって行っています。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項
所有権移転外ファイナンス・リース取引について
リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっています。

7 重要な会計方針を変更した旨等
該当事項はありません。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項
該当事項はありません。

9 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供されている資産

①土地 474,247 千円

②建物 1,081,891 千円

③定期預金 250,000 千円

2) 担保に係わる債務

①短期借入金 78,360 千円

②長期借入金 468,650 千円

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者 該当事項はありません。

(2) 個人である関係事業者 該当事項はありません。

11 重要な偶発債務に関する事項
該当事項はありません。

12 重要な後発事象に関する事項
該当事項はありません。

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は4,436,629千円です。

(2) 賃貸借処理をしたファイナンス・リース

科目	リース料総額(千円)	未経過リース料(千円)
器 具 備 品	248,208	138,888
医 療 機 器	43,578	18,002
車 両	42,576	18,710
合 計	334,362	175,600

(該当する事項がない項目については、項目の掲記を省略することができる。)